

主権者教育委員会設置法案

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	組織（第五条―第十二条）
第三章	権限等（第十三条―第十五条）
第四章	財務及び雑則（第十六条・第十七条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、主権者教育の充実が民主主義の健全な発展に不可欠であることに鑑み、主権者教育委員会を設置し、その所掌事務及び組織を定めることにより、政治的中立性を確保しつつ、国民が自ら考え主体的に政治に参加する力を育む主権者教育を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十四条第一項の規定に基づいて、内閣府の外局として、主権者教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学校その他の教育の場において行われる選挙の投票の手續に準じた模擬的な投票（以下「学校選挙」という。）の実施の支援に関すること。
- 二 主権者教育に係る講師の派遣及び人材の育成に関すること。
- 三 政党その他の政治団体の政策及び見解を公平に取り扱う討論会その他の催しの実施に関すること。
- 四 主権者教育のための標準的な教材（映像による教材を含む。）の開発及び提供に関すること。

五 社会科その他の主権者教育に関連する教育の内容の充実にについて、関係行政機関に対し提言し、及び協力すること。

六 情報通信技術を活用した主権者教育のための学習用の応用計算機用プログラムの開発及び運営に関すること。

七 主権者教育に関する調査研究及びその効果の検証に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、主権者教育の推進に関すること。

（職権行使の独立性）

第四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第二章 組織

（組織）

第五条 委員会は、委員長一人及び委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人以内は、非常勤とすることができる。

（委員長及び委員の任命）

第六条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、教育、政治、法律又は情報通信の分野に関し高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長及び委員の任命については、その全体の構成が特定の政党その他の政治団体に偏ることのないようにしなければならない。

（任期）

第七条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

（身分保障）

第八条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

四 職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

2 内閣総理大臣は、前項第三号又は第四号に該当する場合においては、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免するものとする。

（服務）

第九条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務

に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

第三章 権限等

(規則の制定)

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、主権者教育委員会規則を制定することができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、主権者教育の推進に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、意見を述べ、又は勧告することができる。

(地方公共団体等との関係)

第十四条 委員会は、その所掌事務の遂行に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性並びに学校教育の政治的中立性に配慮しなければならない。

2 委員会は、学校選挙の実施その他の主権者教育に関し、地方公共団体及び教育委員会に対して、基準の提示、教材の提供、助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

3 委員会は、前項の援助を行うに当たり、これを強制し、又は教育の内容に不当に介入してはならない。

(国会に対する報告等)

第十五条 委員会は、毎年、その所掌事務の処理の状況を国会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第四章 財務及び雑則

（経費）

第十六条 委員会の経費は、予算の定めるところにより、国が負担する。

（政令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事務の移管）

第二条 次に掲げる事務は、この法律の施行の日に、委員会に移管する。

一 総務省が所掌する選挙に関する常時啓発の事務のうち、主権者教育及び若年層の投票への参加の促進に関するもの

二 総務省が実施する主権者教育に係る助言を行う者の派遣その他の主権者教育の支援に関する事務

三 文部科学省が所掌する主権者教育の推進に関する企画及び調査に関する事務

四 総務省及び文部科学省が共同して作成する主権者教育のための教材の作成及び改訂に関する事務

2 前項の移管に伴い必要となる予算及び定員の移替えその他の措置並びに関係法律の整備については、別に法律で定める。

3 学校における教育の内容に関する事務（学習指導要領に関する事務を含む。）は、引き続き文部科学大臣が所掌するものとし、委員会は、これに関し提言し、及び協力するものとする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

若年層の投票率が低い水準にとどまっている現状を踏まえ、主権者教育の充実を図る必要がある。しかしながら、我が国においては、政治的中立性が対立のある主題を避けることと理解される傾向にあり、学校において政治を主題として取り扱うことが十分に行われてこなかった。このため、政治的中立性を組織の構造により担保する独立行政委員会として主権者教育委員会を設置し、学校選挙の実

施の支援、講師の派遣、教材の開発及び提供、学習用の応用計算機用プログラムの開発及び運営等の事務を一体的に所掌させることにより、対立を公平に示す主権者教育を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

※本法律案は、香川県立高松高等学校チーム「一票打線」が第四回全国高校生政策甲子園において提案した政策「ようこそ政治界隈へ！～主権者教育の拡充による未来の国づくり～」に基づき、学習の目的で作成したものである。

※条文の形式は、内閣府設置法、個人情報保護に関する法律、原子力規制委員会設置法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の既存の法令を参考とした。